

さらなる市民サービスの向上について

山 田 裕 一

【質問】市長が掲げる「共済・

共学・共生」のまちづくりを
目指すには、情報共有が欠か
せないと思われる。インターネット等を活用し、更なる市民
サービスの向上を進める必要
が求められることから以下
の点について伺いたい。

(1) メールマガジンを始めて
市政情報を積極的に発信して

はいかがか。

(2) 公共施設予約をインターネットから可能にしてはいか
がか。また、中央公民館等の
当日使用申し込みを可能にし
てはいかがか。

【その他の質問】

○新型インフルエンザ対策について
○新学習指導要領について

白石市土地開発公社の裁判について

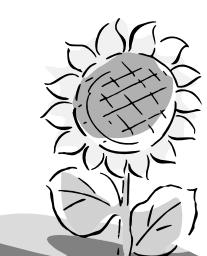
沼 倉 昭 仁

【答弁】【市長】契約違反を

理由に提訴したとの質問だが、
契約が成立しているかどうか
を主たる争点とした裁判であ
る。

我々の主張が認められない
かったことから、控訴したもの
である。

明書にもまさる決定的な価値
を有する証書であると判断し
た。



理由に提訴したとの質問だが、
申請をしてもらつており、使
用希望の重複を調整し、使

用希望の重複を調整し、使
用希望の重複を調整し、使

しかし、施設の中には予約
方法を検討できる余地がある
と思われるので、今後、見

可は難しい。

しかしながら、3日前までの申
用許可をしているのが現状で
ある。

申用許可後前納
しなければならない。使用日
の調整を行うため、インターネ
ットにより予約した順の許

可は難しい。

直しも含めて検討していきた
い。
また、中央公民館等の当日
間、日曜日に臨時職員が対応
しており、使用料の徴収業務
ができないことと、さらに施
設内での冷暖房及び設備使用
等に対する対応ができない
場合があり、利用者に混乱を
与えてしまうことが考えられ
ることから、3日前までの申
用許可を現状である。

請をお願いしたい。

【質問】白石市土地開発公社
が、白石市への工場進出計画
を撤回した企業に損害賠償を
求めた訴訟で、公社の控訴が
棄却されたことについて。

今回の裁判では、そもそも
「裁判」にまで起こし、
「控訴」にまで踏み切ったの
か。明確な答弁を求める。
意文書」は存在せず、「調整
池」について企業側は十分に
提出した文書は、買いつけ証

明書にもまさる決定的な価値
を有する証書であると判断し
た。

契約の締結を期待すること
が客観的に見て合理的と考え
たとされている。

工場進出計画の撤回というの
でのである。

手方があの土地が欲しいとい
う意思を表し、それに応える
ため誠心誠意行つてきたこと
が、残念ながら認められなかっ
たとされている。

債務不履行責任があり、損害賠償
義務を負うものであるという
主張で、提訴をしたのが現実
及びその解除である。

さらに、白石市が土地を同
社に紹介したのではなく、相

対してある。

9